

図表①「改正前の建築士法の基準」における「ランク表(表1)」

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク
建築関係法令違反 (建築士法第10条第1項第1号)	1 業務停止処分違反	10①	16
	2 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反 (指定登録機関等の役員等として)	10の8①、10の20③、15の5①、15の6③、26の3③	4
	3 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反 (地位を承継した者として)	10の27②、22の3②、26の5②	4
	4 試験委員の不正行為	15の4、15の6③	4
	5 違反設計、違反適合確認	18①、20の2③、20の3③	
	(建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計・適合確認等)		9～15
	(上記以外の違反設計・違反適合確認)		6
	6 工事監理不履行・工事監理不十分	18③	6
	7 無断設計変更	19	4
	8 設計図書の記名・押印不履行	20①	4
	9 安全性確認証明書交付義務違反	20②	6
	10 工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4
	11 建築設備資格者の意見明示義務違反	20⑤	4
	12 名義借り	20①③、20の2①②、20の3②、24①	6
	13 名義貸し	20①③、20の2②、20の3①③、24の2	6
	14 構造設計図書・設備設計図書への表示義務違反	20の2①、20の3①	4
	15 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士への確認義務違反	20の2②、20の3③	4
	16 構造設計図書・設備設計図書の確認記載・記名・押印不履行	20の2③、20の3③	4
	17 構造設計一級建築士証・設備設計一級建築士証の不提示	20の2④、20の3④	4
	18 違反行為の指示等	21の3	6
	19 信用失墜行為	21の4	4
	20 定期講習受講義務違反	22の2	2
	21 設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4
	22 無登録業務	23、23の10	4
	23 虚偽・不正事務所登録	23の2	4
	24 事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①	4
	25 管理建築士不設置	24①②	4
	26 管理建築士事務所管理不履行	24③	4
	27 再委託の制限違反	24の3	4
	28 事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4
	29 事務所標識の非掲示	24の5	4
	30 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽の記入	24の6	4
	31 重要事項説明義務違反	24の7①	4
	32 建築士免許証等の不提示	24の7②	4
	33 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	4
	34 事務所閉鎖処分違反	26②	16
35 事務所報告、検査義務違反	26の2	4	
36 建築士審査会委員の不正行為	32	4	
建築基準法違反	37 設計、構造設計、設備設計、工事監理規程違反	5の4	6
	38 無確認工事等	6、7の3	6
	39 違反工事	各条項	6
	40 工事完了検査申請等懈怠	7、7の3	4
	41 是正命令等違反	9	6
	42 確認表示非掲示	89①	4
上記以外の建築関係法令違反	43 建築確認対象法令違反		3～6
不誠実行為 (建築士法第10条第1項第2号)	44 虚偽の確認通知書等の作成又は同行使		4
	45 無確認着工等容認		4
	46 虚偽の確認申請等		6
	47 工事監理者欄等虚偽記入		6
	48 管理建築士専任違反		4
	49 管理建築士への名義貸し		6
	50 重要事項説明の欠落		4
	51 その他の不誠実行為		1～6